

人権教育便り 第5号

2019年 2月28日(木)
生徒支援部人権教育係

幾分か寒さも和らぎ、ひと雨ごとに春の訪れを感じるようになってきました。1・2年生は学年末考査も終わりほっとしているところでしょうか。3年生は卒業式を控え、今号が最後の「人権教育便り」となります。

さて、今号では性的マイノリティに関する人権についてお話ししたいと思います。



同性婚求め各地で一斉提訴

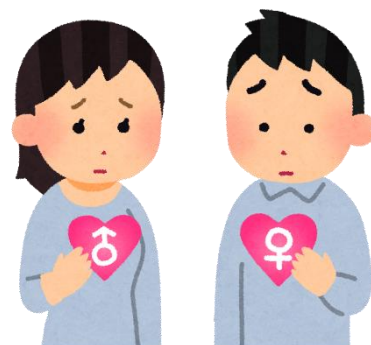
同性同士のカップルが結婚できないのは、憲法が保障する結婚の自由や平等原則に違反するとして、東京都や埼玉県などに住む6組の同性カップルが2月14日(木)、国に損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起しました。札幌、名古屋、大阪の3地裁でも7組のカップルが一斉に提訴しました。新聞やテレビのニュースで大きく取り上げられたので、ご存知の方も多いのではないかと思います。

性的マイノリティに対する認識は近年大きく変わってきました。LGBT(詳細は下段に)という言葉もだいたい一般的に使われるようになってきました。ドラマでも昨年は『おっさんずラブ』が話題になりましたし、少し前には『女子的生活』で志尊淳さんが演じた主人公がトランスジェンダーのレスビアン(体の性は男性で、心の性は女性、好きになる性は女性)という、まさに性の多様性を示すものでした。

(裏面に続く)

性別については「両性」という言葉も使われますが、厳密に2つに分けられるものではありません。**性のあり方は「体の性(生物学的性)」「心の性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」で説明され、それぞれに強弱(グラデーション)があるため、多様性があります。**

LGBTとは「好きになる性」「心の性」におけるマイノリティ(少数者)をさす言葉で、レスビアン(Lesbian: 女性に惹かれる女性)、ゲイ(Gay: 男性に惹かれる男性)、バイセクシャル(Bisexual: 男女両性に惹かれる人)、トランスジェンダー(Transgender: 体の性と心の性が一致しないという性別違和を持つ人)の頭文字を組み合わせた造語になります。このカテゴリーも便宜上のものであくまで傾向に過ぎず、しかもこの枠にあてはまらない人(例えば全ての性が恋愛や性愛の対象にならないアセクシュアルなど)もいるため、実際には多種多様の性があるのです。



同性婚については、最近では自治体によって「同性パートナーシップ証明書」を発行しているところも増えてきました。しかし、法によって認められる婚姻制度とは異なるため、法的、公的な支援などの面で多くの課題があります。例えば、相続権や共同親権が得られない、病院での面会や賃貸住宅の入居が進みにくいといった不利益があったり、パートナーがなくなっても葬儀において親族席に座れないことさえ多くあります。

国際的には現在、25の国・地域で同性婚が可能となっています。これもつい最近のニュースですが、台湾で同性婚を認める法案が閣議決定され、アジア初の同性婚可能国となるという話がありました。日本においては、憲法第24条で「婚姻は、両性の同意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない



…」と規定されていますが、これまでは「両性」「夫婦」とあることから、同性婚については法的に認めないという立場がとられてきました。今回の訴訟は、憲法第24条は同性婚を禁止するものではないとして、憲法第14条の「**すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**…」に規定されている「婚姻の自由」の侵害であるとするものです。

LGBTを自認する人の割合はおよそ8%

電通ダイバーシティ・ラボの「LGBT調査 2015」によると**LGBTを自認している人の割合は7.6%で、約13人に1人でした。これは左利き、血液型がA B型の人が日本人に占める割合とほぼ同じ**だそうです。しかし、その多くは隠している（隠さざるを得ない社会である）ので、割合ほど認識されていません。

国際的な動きに対して、日本の取り組みは特に法整備の面で遅れているといわれます。隠さざるを得ない社会では、当事者の子どもたちの自己肯定感や自尊感情は育ちません。こうしたことから、教育現場では2015年に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について」という通知が出され、各学校において、当事者生徒に寄り添い悩みや不安を受け止めることが求められるようになりました。近年では、様々な場において教職員も研修を受けたりしながら理解を深めているところです。

また、大分県内の各地で講演活動などをされている大住瑠土さんや奥結香さんが**LGBTサポートチーム「ココカラ！」を立ち上げて、サポート活動や交流会などを実施されているそうです**（ホームページアドレスは<http://293sk.xii.jp>）。保護者のネットワークも各地にできてきています。



もし、「性」についての悩みを持っている、保護者としてどうしたらよいか分からない、といった場合は、自分一人で抱え込むのではなくぜひ周りに相談してみてください。

←印刷では分かりづらいとは思いますが、LGBTの社会運動を象徴する6色の虹がハートの形になったイラストです。レインボーフラッグといますが、赤・橙・黄・緑・青・紫の6色で性の多様性を示します。